

昭和五十八年八月五日受領
答弁第一五号

(質問の一五)

内閣衆質九九第一五号

昭和五十八年八月五日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 福田 一 殿

衆議院議員 榊利夫君提出米軍用ホテル提供に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員榊利夫君提出米軍用ホテル提供に関する質問に対する答弁書

一について

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域としてアメリカ合衆国に使用を許したニューサンノー米軍センターは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律第七条に規定する「政令で定める国有の財産」に該当しなかつたからである。

二について

国は、安立電気株式会社が建築した建物について、建築基準法第七条第三項の規定による検査済証の交付を受けたことを確認の上、これを賃借し、アメリカ合衆国に使用を許したもので

ある。

三について

連絡協議会の設置については、地元の要望でもあるので、関係者の協力を得て、その実現に努めたい。

四について

管理・運営に責任をもつのは、在日米海軍であると承知しているが、その他については、承知していない。

五について

米側主催の合同委員会は、新施設において開催される予定であると承知している。

六について

現在の賃貸借契約の期間は、昭和五十八年七月十六日から昭和五十九年三月三十一日まで

ある。

なお、賃借料の額については、相手方もあるので答弁することは差し控えたい。
右答弁する。